

駿河海岸漂砂管理計画検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「駿河海岸漂砂管理計画検討委員会」(以下「委員会」)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、駿河海岸全域における漂砂機構に関する事項について審議し、漂砂管理計画を策定することを目的とする。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長、及び副委員長を置く。

1. 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
2. 委員長は副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故等のある場合に、委員長を代行して会務にあたる。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省静岡河川工事事務所に置く。

(意見聴取)

第7条 委員会が、必要と認める時は、委員以外(参考人)に出席をもとめ意見を聴取することができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成15年3月13日から施行し、平成17年度開催の最終委員会をもって完了とする。